

ピクテ・グローバル・バランスZ
(適格機関投資家専用)

資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名称

ピクテ・グローバル・バランスZ(適格機関投資家専用)

2 目的および基本的性格

日本を含む世界各国の株式および公社債へ投資することにより、長期的に信託財産の安定的な成長を目指します。

ファンドの商品分類[※]は、追加型投信／内外／資産複合です。

※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に準じて規定しています。

<ファンドが該当する商品分類の定義>

| 商品分類 | | 定義 |
|-------------------|-------|---|
| 単位型・追加型 | 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 内外 | 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 (収益の源泉) | 資産複合 | 目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

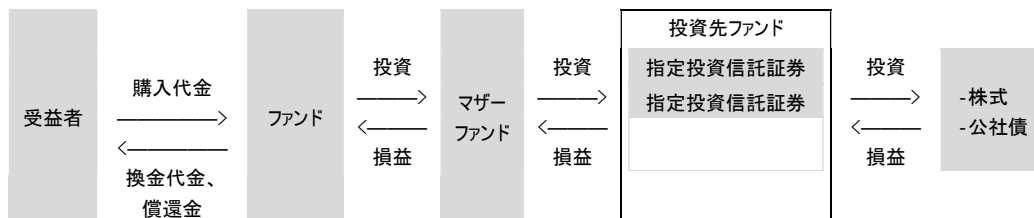
信託金の限度額は、2,000億円です。

3 特色

ピクテ・グローバル・バランス・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。なお、直接株式および公社債に投資を行う場合があります。

ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

マザーファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。マザーファンドでは、指定投資信託証券として後記に掲げる各投資信託を主要投資対象とします。



- ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に日本を含む世界各国の株式および公社債へ投資することにより、長期的に信託財産の安定的な成長を目指します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ベンチマークは、MSCI世界株価指数(円ベース)50%とFTSE世界国債指数(円ベース)50%による合成ベンチマークとします。

(注1) MSCI世界株価指数は、MSCI(モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル)が開発した指数で、世界主要国の株価指数を、各国の時価総額をベースに合成したものです。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注2) FTSE世界国債指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

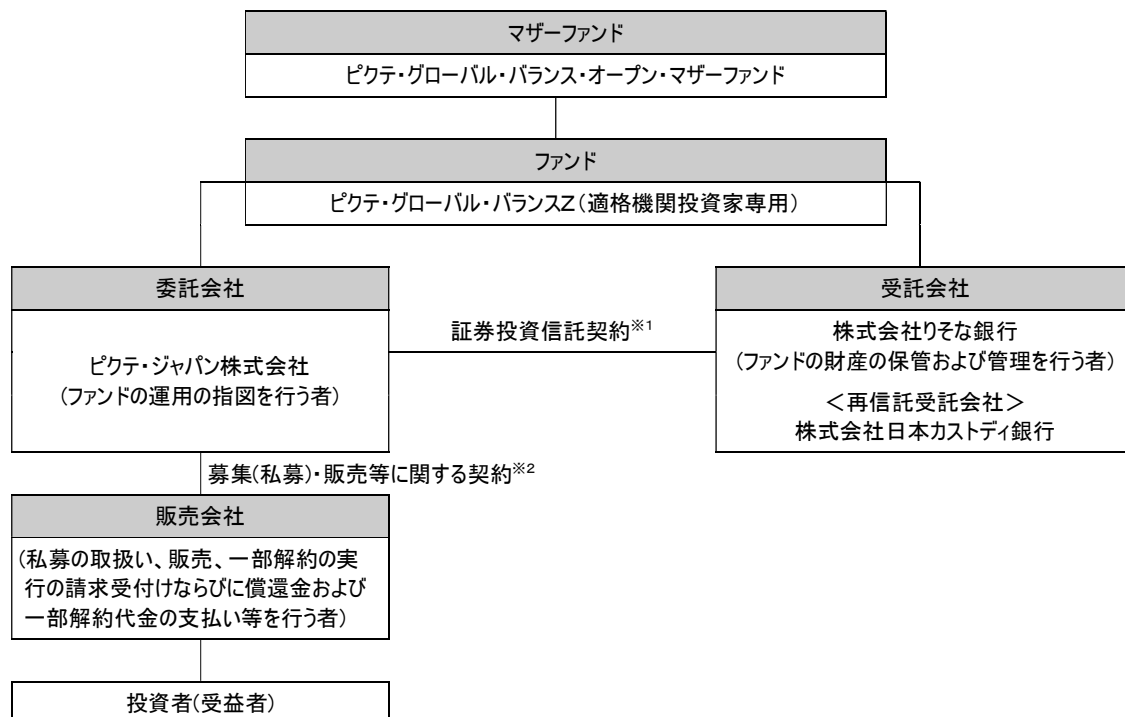
なお、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

《マザーファンドの特色》

- ① 投資信託証券を主要投資対象として、グローバルに投資機会の発掘に努め、長期的な成長を目指します。
- ② 基本資産配分は世界の株式50%、世界の国債50%です。
- ③ 株式および公社債への投資配分については、各資産の収益とそのリスク見通しを分析し適宜変更します。
 - ・株式部分は、競争優位性の高いグローバル優良企業の株式に投資します。
 - ・国債部分は、相対的に財政が健全で利回りの高い国の国債に投資します。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み



※1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。

※2 販売会社が行う私募の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

株式および公社債への投資配分ならびに各国別の最適資産配分を適宜行い、長期的に安定した成長を目指したバランス型のポートフォリオ運用を行います。

投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

ピクテ・グローバル・バランス・オープン・マザーファンド

投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式および公社債へバランス投資することにより、長期的に信託財産の安定的な成長を目指します。

- ① 投資信託証券を主要投資対象として、グローバルに投資機会の発掘に努め、長期的な成長を目指します。
- ② 投資信託証券への投資配分については、委託者が各資産の収益とそのリスク見通しを分析し適宜変更します。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

別に定める投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

指定投資信託証券は、主に株式に投資を行う投資信託および主に公社債に投資を行う投資信託(前記の各資産への投資のほか、これらに類する資産への投資、デリバティブ取引等の金融商品を利用するものを含みます。)の受益証券または投資証券とします。なお、指定投資信託証券は委託者により適宜見直され、前記の選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

[指定投資信託証券の概要]

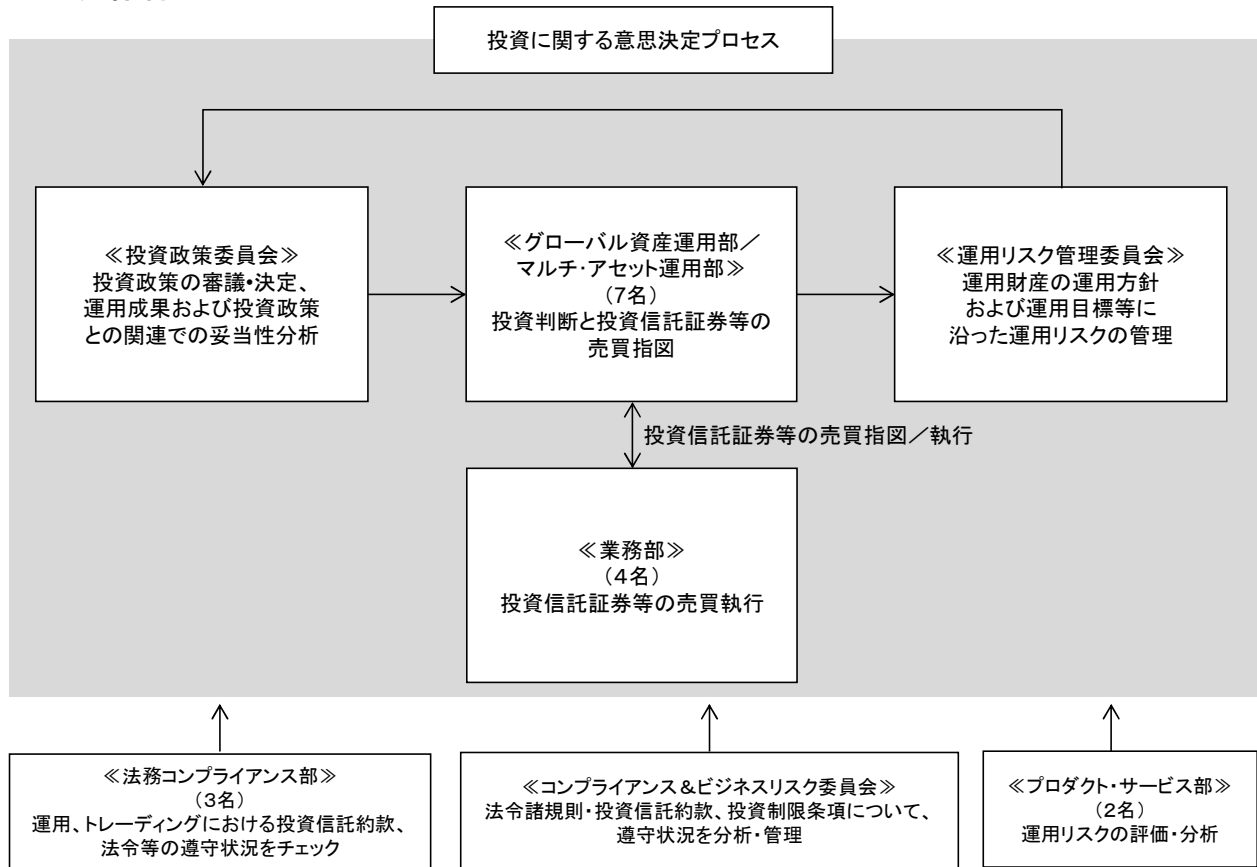
ピクテ世界株式ファンド(適格機関投資家専用) 受益証券

| | |
|---------|--|
| 形態／表示通貨 | 内国証券投資信託／円建て |
| 主な投資方針 | ・主として高い競争優位性をもつグローバル優良企業の株式に投資します。 ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 |
| 関係法人 | 委託会社:ピクテ・ジャパン株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行) 投資顧問会社(マザーファンド):ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド |
| 信託報酬 | 純資産総額の年率0.66%(税抜0.6%) |

ピクテ世界国債ファンド(適格機関投資家専用) 受益証券

| | |
|---------|--|
| 形態／表示通貨 | 内国証券投資信託／円建て |
| 主な投資方針 | ・主として世界主要先進国のソブリン債券に投資します。 ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 |
| 関係法人 | 委託会社:ピクテ・ジャパン株式会社 受託会社:三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行) 投資顧問会社(マザーファンド):ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド |
| 信託報酬 | 純資産総額の年率0.66%(税抜0.6%) |

2 運用体制



- ・投資政策委員会において、投資政策が審議・決定されます。
- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(3名)において、運用・トレーディングの状況、資産の組入れの状況ならびに投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス&ビジネスリスク委員会において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。プロダクト・サービス部(2名)において、運用リスクの評価・分析を行い、運用リスク管理委員会において、運用財産の運用方針および運用目標等に沿って運用リスクの管理が行われます。投資政策委員会においては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

※運用体制は、今後変更される場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの投資信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

- ① **株式への投資割合**
株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- ② **同一銘柄の株式への投資割合**
同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ **新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合**
新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ **同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合**
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ **同一銘柄の転換社債等への投資割合**
同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ **投資信託証券への投資割合**
投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ **外貨建資産への実質投資割合**
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

ピクテ・グローバル・バランス・オープン・マザーファンド

- ① **投資信託証券への投資割合**
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② **有価証券への直接投資**
投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ③ **外貨建資産への実質投資割合**
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ **同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。また、一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。**

4 投資リスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご注意ください。

ファンドは、実質的に株式や公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式や公社債の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因は以下のとおりです。

① 株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)

ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。

株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

② 公社債投資リスク(金利変動リスク、信用リスク)

ファンドは、実質的に公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動の影響を受けます。

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が低下した場合には、公社債の価格は上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落する傾向があります。

信用リスクとは、公社債の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に公社債の価格が下落するリスクをいいます。

③ 為替変動リスク

ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。

円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

④ 有価証券先物取引等に伴うリスク

ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

⑤ 流動性リスク

市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

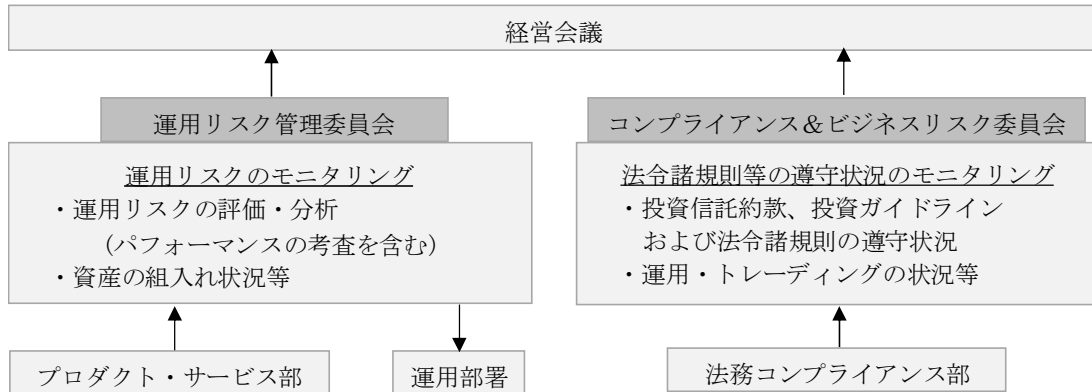
ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

＜リスク管理体制＞

委託会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

- ファンドの運用におけるリスクの評価・分析(流動性リスク、信用リスク、パフォーマンスの考査を含みます。)および資産の組入れの状況等ならびに投資信託約款、投資ガイドライン、法令諸規則の遵守状況および運用・トレーディングの状況等のモニタリングは、運用部署とは異なる部署で行います。
- モニタリングの結果は、上記部署により定期的に運用リスク管理委員会またはコンプライアンス&ビジネスリスク委員会へ報告されるとともに、必要に応じて経営会議へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、すみやかに運用部署その他関連部署へ社内規程に定められた緊急時対応の要請や問題改善の指示または提案等を行います。

＜リスクの管理体制図＞



※リスクの管理体制は、今後変更される場合があります。

3. その他詳細情報

1 ピクテ・グローバル・バランスZ(適格機関投資家専用)の投資対象

(1) ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権（イ、ロおよびニに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ニ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(2) 委託会社は、信託金を、主として、ピクテ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたピクテ・グローバル・バランス・オープン・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有する

ものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 委託会社は、信託金を、(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(4) (2)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、(3)の1から4までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(5) その他の投資対象

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。

2. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
5. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
6. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
7. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。
8. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。
9. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。
10. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

2 ピクテ・グローバル・バランスZ(適格機関投資家専用)の投資制限

- (1) 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- (2) 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- (3) 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の時価総額とが、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (4) 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (5) 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- (6) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (7) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (8) 信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (9) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「1 ピクテ・グローバル・バランスZ(適格機関投資家専用)の投資対象」(3)の1から4に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、(9)から(11)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (10) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ(9)から(11)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (11) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記「1 ピクテ・グローバル・バランスZ(適格機関投資家専用)の投資対象」(3)の1から4に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに前記「1 ピクテ・グローバル・バランスZ(適格機関投資家専用)の投資対象」(3)の1から4に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ(9)から(11)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (12) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。また、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (13) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (14) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を1.および2.次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (15) 信託財産に属さない公社債の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (16) 公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (17) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (18) 外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンド受益証券の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するものとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (19) 借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者

への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (20) 委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式の発行済総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。
- (21) 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

4. 運用状況

1 投資状況(2023年6月30日現在)

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 14,467,754 | 99.73 |
| コール・ローン等、その他資産(負債控除後) | — | 38,659 | 0.27 |
| 合計(純資産総額) | | 14,506,413 | 100.00 |

【参考情報】マザーファンドの投資状況 ピクテ・グローバル・バランス・オープン・マザーファンド

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|---------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 1,865,970,520 | 99.48 |
| コール・ローン等、その他資産(負債控除後) | — | 9,696,739 | 0.52 |
| 合計(純資産総額) | | 1,875,667,259 | 100.00 |

2 投資資産(2023年6月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位銘柄明細

| 順位 | 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|---------------|-----------------------------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | ピクテ・グローバル・バランス・オープン・マザーファンド | 4,281,414 | 3.0909 | 13,233,423 | 3.3792 | 14,467,754 | 99.73 |

b 種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.73 |
| 合計 | 99.73 |

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】

① マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

ピクテ・グローバル・バランス・オープン・マザーファンド

a 評価額上位銘柄明細

| 順位 | 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|--------------|------------------------|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 投資信託 受益証券 | ピクテ世界株式ファンド(適格機関投資家専用) | 370,879,948 | 2.3207 | 860,715,559 | 2.5311 | 938,734,236 | 50.05 |
| 2 | 日本 | 投資信託 受益証券 | ピクテ世界国債ファンド(適格機関投資家専用) | 794,819,376 | 1.1061 | 879,159,249 | 1.1666 | 927,236,284 | 49.44 |

b 種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 99.48 |
| 合計 | 99.48 |

3 運用実績

① 純資産の推移

2023年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

| 期別 | 純資産総額(百万円) | | 1万口当たり純資産額(円) | |
|---------------------|------------|------|---------------|--------|
| | 分配落ち | 分配付き | 分配落ち | 分配付き |
| 第12期末 (2013年10月21日) | 125 | 125 | 14,141 | 14,141 |
| 第13期末 (2014年10月20日) | 77 | 77 | 15,391 | 15,391 |
| 第14期末 (2015年10月20日) | 62 | 62 | 17,223 | 17,223 |
| 第15期末 (2016年10月20日) | 41 | 41 | 15,349 | 15,349 |
| 第16期末 (2017年10月20日) | 29 | 29 | 18,469 | 18,469 |
| 第17期末 (2018年10月22日) | 30 | 30 | 18,455 | 18,455 |
| 第18期末 (2019年10月21日) | 29 | 29 | 19,245 | 19,245 |
| 第19期末 (2020年10月20日) | 23 | 23 | 20,232 | 20,232 |
| 第20期末 (2021年10月20日) | 24 | 24 | 24,780 | 24,780 |
| 第21期末 (2022年10月20日) | 23 | 23 | 24,014 | 24,014 |
| 2022年 6月末日 | 23 | — | 23,811 | — |
| 7月末日 | 23 | — | 24,397 | — |
| 8月末日 | 23 | — | 24,050 | — |
| 9月末日 | 22 | — | 23,246 | — |
| 10月末日 | 23 | — | 24,761 | — |
| 11月末日 | 23 | — | 24,372 | — |
| 12月末日 | 22 | — | 23,099 | — |
| 2023年 1月末日 | 22 | — | 23,866 | — |
| 2月末日 | 13 | — | 23,967 | — |
| 3月末日 | 13 | — | 24,173 | — |
| 4月末日 | 13 | — | 24,370 | — |
| 5月末日 | 13 | — | 24,755 | — |
| 6月末日 | 14 | — | 26,201 | — |

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。分配付きは、各期間末に行われた分配の額を加算しております。

② 分配の推移

該当事項はありません。

③ 収益率の推移

| 期 | 期間 | 収益率(%) |
|------|-------------------------|--------|
| 第12期 | 2012年10月23日～2013年10月21日 | 32.22 |
| 第13期 | 2013年10月22日～2014年10月20日 | 8.84 |
| 第14期 | 2014年10月21日～2015年10月20日 | 11.90 |
| 第15期 | 2015年10月21日～2016年10月20日 | △10.88 |
| 第16期 | 2016年10月21日～2017年10月20日 | 20.33 |
| 第17期 | 2017年10月21日～2018年10月22日 | △0.08 |
| 第18期 | 2018年10月23日～2019年10月21日 | 4.28 |
| 第19期 | 2019年10月22日～2020年10月20日 | 5.13 |

| | | |
|------|-------------------------|-------|
| 第20期 | 2020年10月21日～2021年10月20日 | 22.48 |
| 第21期 | 2021年10月21日～2022年10月20日 | △3.09 |
| 当中間期 | 2022年10月21日～2023年 4月20日 | 1.82 |

(注) 収益率の計算方法: (計算期間末の基準価額(分配付き) - 前計算期間末の基準価額(分配落ち)) ÷ 前計算期間末の基準価額(分配落ち) × 100

II 財務ハイライト情報

以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」に記載の財務諸表から抜粋して記載したものです。当該財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けており、その証明に係る監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

(1) 貸借対照表

| | (単位:円) | |
|---------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 第20期 [2021年10月20日現在] | 第21期 [2022年10月20日現在] |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 87,942 | 84,664 |
| 親投資信託受益証券 | 24,855,988 | 23,180,812 |
| 流動資産合計 | 24,943,930 | 23,265,476 |
| 資産合計 | 24,943,930 | 23,265,476 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払受託者報酬 | 6,585 | 6,399 |
| 未払委託者報酬 | 19,716 | 19,121 |
| その他未払費用 | 6,537 | 6,328 |
| 流動負債合計 | 32,838 | 31,848 |
| 負債合計 | 32,838 | 31,848 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 10,053,093 | 9,675,040 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末 欠損金(△) | 14,857,999 | 13,558,588 |
| (分配準備積立金) | 7,265,557 | 6,992,336 |
| 元本等合計 | 24,911,092 | 23,233,628 |
| 純資産合計 | 24,911,092 | 23,233,628 |
| 負債純資産合計 | 24,943,930 | 23,265,476 |

(2) 損益及び剰余金計算書

| | (単位:円) | |
|---|--|--|
| | 第20期 自 2020年10月21日 至 2021年10月20日 | 第21期 自 2021年10月21日 至 2022年10月20日 |
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 4,850,395 | △715,176 |
| 営業収益合計 | 4,850,395 | △715,176 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 12,995 | 12,940 |
| 委託者報酬 | 38,849 | 38,696 |
| その他費用 | 12,876 | 12,814 |
| 営業費用合計 | 64,720 | 64,450 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 4,785,675 | △779,626 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 4,785,675 | △779,626 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | 4,785,675 | △779,626 |
| 一部解約に伴う当期純利益金 額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額(△) | 213,657 | △38,950 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | 11,704,955 | 14,857,999 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 1,418,974 | 558,735 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減 少額又は欠損金増加額 | 1,418,974 | 558,735 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | 14,857,999 | 13,558,588 |

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|---------------------|---|
| 有価証券の評価基準及び 評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額 で評価しております。 |
|---------------------|---|

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

ファンドの沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。
「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下のとおりです。

- I ファンドの沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - (1)貸借対照表
 - (2)損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4)附属明細表
 - 2. 投資信託(ファンド)の現況
 - 純資産額計算書
- Ⅲ 設定および解約の実績